



東京青色申告会連合会共済会

東京都  
では

# 自転車保険の加入が 義務づけられています!!

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が2020年4月に改正されています。

(埼玉県、さいたま市、仙台市、相模原市、大阪府、京都府、兵庫県、名古屋市などでも義務づけられています。)

東京都内の  
青色申告会  
会員の皆さまだけが  
ご加入いただける  
保険です!



示談交渉  
サービス付き!

●日常生活賠償保険金額 **1億円** で安心●

青色申告会の **自転車保険プラン** をご利用ください

(加入方法・補償内容等はチラシをご覧ください)

**ご自身のみ** の補償の場合 (パーソナルタイプ(タイプA)の場合)

(掛金) 月々約 **167円** 年間掛金 **2,000円** <sup>※1※2</sup>

**ご家族全員** の補償の場合 (ファミリータイプ(タイプB)の場合)

(掛金) 月々約 **208円** 年間掛金 **2,500円** <sup>※1※2</sup>

※1 上記掛金のうち、保険料には団体割引25%、損害率による割増10%が適用されています。

※2 上記掛金には保険料と制度運営費が含まれています。◆パーソナルタイプ(タイプA):一時払保険料1,820円(制度運営費180円) ◆ファミリータイプ(タイプB):一時払保険料2,040円(制度運営費460円) 中途加入の方の保険料と制度運営費の内訳については「自転車保険プランのご案内」チラシをご確認ください。

資料請求、その他お問い合わせ

公益社団法人

板橋青色申告会

〒173-0001 板橋区本町38-5

☎ 03(3963)5345

03(3964)8724(FAX)

一事故が起こった場合は一

遅滞なくご所属の青色申告会または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

**0120-985-024** (無料)

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

日常生活賠償特約

日常生活上の偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に保険金をお支払いします(免責金額:0円)



※上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。  
 ※被保険者の職務遂行(自転車での出前等)に直接起因する損害賠償責任は、保険金支払いの対象外になります。

ケガの補償 傷害補償(MS&AD型)特約

国内外問わず

国内・国外を問わず、自転車での事故によるケガを補償します

自転車搭乗中に転んでケガをした 自転車にぶつかられてケガをした



自転車とは…ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ人の力により運転する2輪以上の車(注1)およびその付属品(注2)をいいます。  
 (注1) レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を含みません。(注2) 積載物を含みます。

日本国内で発生した賠償事故については示談交渉サービス\*がご利用になれます!

\*示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故に限ります)。  
 ※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額(ご契約金額)と掛金

自転車搭乗中等のみ補償特約・日常生活賠償特約・傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約セット  
 傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数60日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数30日、免責期間0日(入院・通院)

パーソナルタイプ(タイプA)						
被保険者	傷害死亡・後遺障害 保険金額	傷害入院 保険金日額	傷害通院 保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償保険金額 (免責金額0円)	年間掛金
本人	150万円	2,000円	1,500円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	2,000円

中途加入の方の掛金(パーソナルタイプ:タイプA)						
補償開始日	2024年					
	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	年間掛金
	840円	660円	510円	350円	160円	

ファミリータイプ(タイプB)						
被保険者	傷害死亡・後遺障害 保険金額	傷害入院 保険金日額	傷害通院 保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償保険金額 (免責金額0円)	年間掛金
本人	150万円	2,000円	1,000円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	2,500円
配偶者	100万円	1,500円	750円			
親族	50万円	1,000円	500円			

中途加入の方の掛金(ファミリータイプ:タイプB)						
補償開始日	2024年					
	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	年間掛金
	1,040円	830円	640円	420円	210円	

保険料と制度運営費について

- ・上表の掛金には保険料と制度運営費が含まれています。
- ◆パーソナルタイプ(タイプA):一時払保険料1,820円(制度運営費180円) ◆ファミリータイプ(タイプB):一時払保険料2,040円(制度運営費460円)
- ※中途加入の方の制度運営費については、「自転車保険プランのご案内チラシ」をご覧ください。
- ・記載の保険料は、団体割引25%、損害率による割増10%を適用しています。

申込人 パーソナルタイプ(タイプA)、ファミリータイプ(タイプB)とも会員本人です。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲

- 【パーソナルタイプ(本人型)】以下からお選びいただいた方が「ご本人」となります。  
 ただし、日常生活賠償特約に関しては家族型と同じです。(※)
- ①会員本人②会員本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹③会員本人と同居している親族および使用人
- 【ファミリータイプ(家族型)】以下からお選びいただいた方を「ご本人」とする家族です。(※)
- ①会員本人②会員本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹
- (※)日常生活賠償特約については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。



\*1 6親等内の血族および3親等内の姻族  
 \*2 これまでに婚姻歴がないこと

保険締切日(中途加入)	毎月20日 翌月1日から補償開始となります。補償期間(保険期間)は、補償開始日~2024年7月1日午後4時まで
掛金払込方法	ご所属の青色申告会まで払込みください。
自動継続	ご継続時(2024年7月1日)に関しましては、ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、同一内容で保険期間1年での継続のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。 (ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。

■このチラシは団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「自転車保険プランのご案内チラシ」および「重要事項のご説明契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

東京青色申告会連合会共済会 株式会社東京青色 引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業課  
 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36 TEL:03-3230-8501 FAX:03-3230-8655  
 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36 TEL:03-3230-8501 FAX:03-3230-8655  
 〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目5番地19号 TEL:050-3460-8162 FAX:03-6734-9609